　　　大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金交付要綱

　（目的）

第１　新規漁業就業者の確保及び育成を図るため、市内の漁業協同組合が新規漁業就業者に奨励支援、資機材整備支援及び生活支援（以下「奨励支援等」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

　（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 新規漁業就業者　新たに漁業に就業した者であって次に掲げるものをいう。

　　ア　就業開始時において、市内に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満である者

　　イ　将来にわたり専業（年間の従事日数がおおむね150日以上であることをいう。）として漁業を続けていく意思を有する者

　　ウ　常勤の雇用契約を締結していない者

　　エ　市長が定める期間内において国又は他の地方公共団体等が実施する漁業者育成に関する補助金の交付を受けていない者

　　オ　市税を滞納していない者

　　カ　本補助事業の交付申請年度の前年度以降に就業した者

　(2) 漁業　水産動植物の採捕又は養殖を行う事業をいう。

　(3) 新規就業型　漁業に必要な漁船、漁具等の資機材（以下「資機材」という。）を整備し、漁業経営を開始することをいう。

　(4) 後継ぎ就業型　資機材を継承し、漁業経営を継続することをいう。

　（補助対象者）

第３　補助金の交付の対象となる者は、市内の漁業協同組合とする。

　（補助対象経費及び補助額）

第４　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助額は、別表第１のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

　（補助事業に要する経費の配分及び内容の変更）

第５　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

　(1) 補助金交付額の変更を伴う補助対象経費の変更

　(2) 補助事業内容の著しい変更

　（申請の取下期日）

第６　規則第８条第１項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

　（就業状況の報告）

第７　補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度以後５年度間、新規漁業就業者の就業状況について、市長が別に定めるところにより報告しなければならない。

　（交付決定の取消し）

第８　規則第17条第１項に定めるもののほか、市長は、奨励支援等を受けた新規漁業就業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 偽りその他不正の手段により奨励支援等を受けたとき。

　(2) 就業開始日から起算して５年以内に就業しなくなったとき。

　(3) 市税を滞納したとき。

２　前項の規定は、補助金の交付をした後においても適用するものとする。

　（補助金の返還）

第９　補助事業者は、第８の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

　（提出書類及び提出期日）

第10　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

　（補則）

第11　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成30年７月19日農林水産部長決裁）

　この要綱は、令和30年７月19日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附　則（令和３年３月19日農林水産部長決裁）

　この要綱は、令和３年３月19日から施行し、令和３年度事業から適用する。

別表第１（第４関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 新規就業型 | 奨励支援を行う場合に要する経費 | 当該補助対象経費の10分の７に相当する額以内の額。ただし、新規漁業就業者１人につき35万円を限度とする。 |
| 資機材整備支援を行う場合に要する経費 | 当該補助対象経費の10分の７に相当する額以内の額。ただし、新規漁業就業者１人につき35万円を限度とする。 |
| 生活支援を行う場合に要する経費 | 当該補助対象経費の10分の７に相当する額以内の額。ただし、新規漁業就業者１人 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | につき１年当たり105万円を限度とし、交付期間は２年を限度とする。 |
| 後継ぎ就業型 | 奨励支援を行う場合に要する経費 | 当該補助対象経費の10分の７に相当する額以内の額。ただし、新規漁業就業者１人につき35万円を限度とする。 |
| 生活支援を行う場合に要する経費 | 当該補助対象経費の10分の７に相当する額以内の額。ただし、新規漁業就業者１人につき１年当たり42万円を限度とし、交付期間は２年を限度とする。 |

別表第２（第10関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出  部数 | 提出  期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | 大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金交付申請書  １　事業計画書  ２　その他市長が必要と認める書類 | 第１号  第２号 | １部 | 別に定める。 |
| 規則第10条の規定による書類 | 大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業計画変更（中止・廃止）承認申請書  １　事業変更計画書  ２　その他市長が必要と認める書類 | 第３号  第２号 | １部 | 別に定める。 |
| 規則第14条第１項の規定による書類 | 大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金交付請求（精算）書  １　事業実績書  ２　その他市長が必要と認める書類 | 第４号  第２号 | １部 | 別に定める。 |
| 規則第15条第２項の規定による書類 | 大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金前金払請求書 | 第５号 | １部 | 別に定める。 |

様式第１号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大船渡市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　印

大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金交付申請書

　大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金の交付を受けたいので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　交付申請額　　金　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1) 事業計画書

　(2) その他市長が必要と認める書類

様式第２号（別表第２関係）

事業計画（実績）書（事業変更計画書）

１　事業の目的

２　新規漁業就業者　基本情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 住所 |  | |
| 生年月日 |  | 年齢 |  | |
| 就業区分 | □新規就業型　　　□後継ぎ就業型 | 対象期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで | |
| 漁業種類 |  | 主な水揚げ種類 | |  |
| 年間出漁目標日数  （年間出漁実績日数） | 日 | 所得目標  （所得実績） | | 円 |
| 水揚げ目標  （水揚げ実績） | kg | 水揚げ高目標  （水揚げ高実績） | | 円 |

３　申請（実績）額の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支援区分 | 補助事業に要する経費  (A)＋(B) | 費用区分 | | 備考 |
| 市補助金(A) | 漁協(B) |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |
|  | 円 | 円 |  |

様式第３号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大船渡市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　印

　　　大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業計画変更（中止・廃止）承認

申請書

　　　　　年　　月　　日付け大船渡市指令　第　号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業について、下記の理由により変更（中止・廃止）したいので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

　変更（中止・廃止）の理由

様式第４号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大船渡市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　印

大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金交付請求（精算）書

　　　　　年　　月　　日付け大船渡市指令　第　号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業が完了したので、大船渡市補助金等交付規則により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

１　補助金請求額

　(1) 請　　求　　額　　　　　　　金　　　　　　円（①）

　(2) 前金払受領済額　　　　　　　金　　　　　　円（②）

　(3) 差 引 請 求 額（①－②）　　金　　　　　　円

２　添付書類

　(1) 事業実績書

　(2) その他市長が必要と認める書類

注　精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第５号（別表第２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大船渡市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　印

大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金前金払請求書

　　　　　年　　月　　日付け大船渡市指令　第　号で補助金の交付決定の通知のあった大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金の前金払を受けたいので、大船渡市補助金等交付規則により、下記のとおり請求します。

記

１　前金払請求額　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　円

３　既交付額　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　理由